

地域密着型サービス事業所の指定更新について

新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準に基づき、指定更新を行った事業所について下記のとおり報告します。
なお、下記事業所については、介護保険法第 70 条の 2 に基づき、「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」として、前回報告(令和 2 年 12 月 24 日)以後に指定更新の決定を行ったものです。

指定更新年月日	サービス名	事業所名	法人名	事業所所在地	定員
令和 3 年 2 月 1 日	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	グループホームふれあいの杜学校町	株式会社ふれあいの杜	中央区学校町通 2 番町 5247 番地 122	18 人